

中古品で思わぬ事故が発生！ ～誤った使い方や、リコール製品の事故に注意～

近年、家電製品やガス器具といった生活用品の中古品^{※1}は様々な方法で入手が可能となっており、中古品を使用することで余分な廃棄物の発生を抑制し、限られた資源を有効に活用することにつながりますが、他方で思わぬ事故が発生しています。例えば、使用者が中古品の使用方法や設置方法を知らずに使用したり、入手した中古品がリコール製品と気付かずに使用したりするなどして、事故が発生しています。具体的には、中古品は過去の使用状況や不具合の有無が不明であったり、取扱説明書が添付されていなかったりする場合も多く、さらにはリコール製品かどうかを確認されなかったりすることもあるため、注意が必要です。

平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間に NITE (ナイト) に通知された製品事故情報 12,785 件^{※2}のうち、中古品の事故が少なくとも 182 件確認されました。このうち 29 件はリコール製品で事故が発生しています。事故の被害状況は、182 件のうち、死亡事故 6 件、重傷事故 7 件発生し、被害者数は死亡 7 人、重傷 8 人に上っています。

これらの中古品の事故は、使用者に取扱説明書や本体表示に記載された正しい使い方などの情報が確実に届いて、特にリコール製品の場合については使用者の協力が得られ、回収・点検・交換などの対策が行われていれば、未然に防ぐことができた可能性が高い事故です。中古品の事故を未然に防止するために、事故事例の紹介及びリコール情報の入手方法の紹介などによって、注意喚起を行います。

■ 事故事例

- インターネット通販で購入した中古品のガスコンロを使用者の友人が、本来装備されているはずのガスの閉塞栓が装備されていない状態に気付かずに設置したところ、使用時にガスが漏れてグリル排気口付近から火が出た。(詳細は7ページ 図5参照)

【2017年 7月、神奈川県、性別不明】

- 譲渡された折り畳み自転車で走行していたところ、折り畳み部の固定調整ボルトが緩んでいたため、自転車が折り畳まれ、転倒して負傷した。使用者は譲渡時に取扱説明書を手に入れているが、調整ボルトの固定方法を十分に把握できていなかった。【2014年 8月、京都府、男性】
- 譲渡された電気洗濯機を使用していたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品が焼損していた。電気洗濯機は部品の製造不良によってリコール製品となっていたが、譲渡した使用者の知人と譲渡された使用者ともにそのことに気付いていなかった。

【2013年 12月、奈良県、女性】

■ 事故を防ぐためのポイント

- ガス器具を設置する際にはガス販売店か専門の工事業者に設置を依頼してください。
- 使用開始前に取扱説明書や本体表示を必ず確認してください。取扱説明書がない場合は事業者のホームページなどから情報を集めてください。
- リコール製品による事故を防ぐために、お持ちの中古品がリコール製品かを確認してください。リコール製品はすぐに使用を中止し、事業者に連絡してください。中古品を入手する前も同様に確認してください。

(※1) 本資料では、中古品販売店で購入したもの、インターネットオークション及びインターネット通販で購入した中古品、知人から譲渡された物、中古住宅に既設で設置されていたものなどを「中古品」と呼びます。

(※2) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度によって収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。ただし、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

1. 事故の発生状況

(1) 年度別事故発生件数

図1に「年度別 事故発生件数」を示します。中古品の事故は、平成25年度から29年度の5年間で計182件の発生が確認されました。火災事故が毎年発生しており、事故発生件数における火災事故の割合は70～80%台を推移しています。

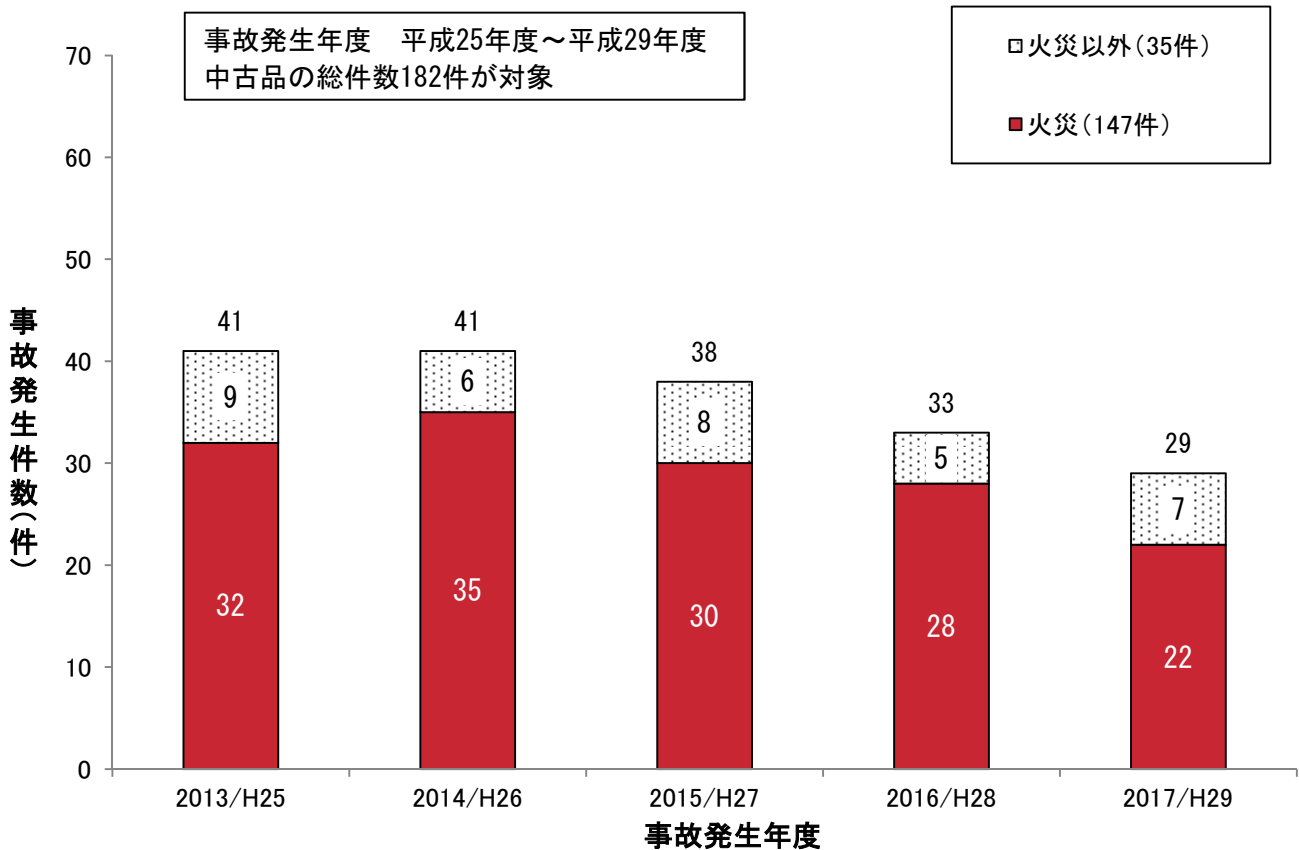


図1 年度別 事故発生件数

事故発生年度	H25	H26	H27	H28	H29
火災事故の割合	78%	85%	79%	85%	76%

表1 年度別 事故発生件数における火災事故の割合

(2) 製品区分別事故発生件数

中古品の事故 182 件について、図 2 に「製品区分別 事故発生件数」を示します。家庭用電気製品が最も多く、全体の 63%を占めており、次いでガス・石油機器が全体の 27%を占めております。

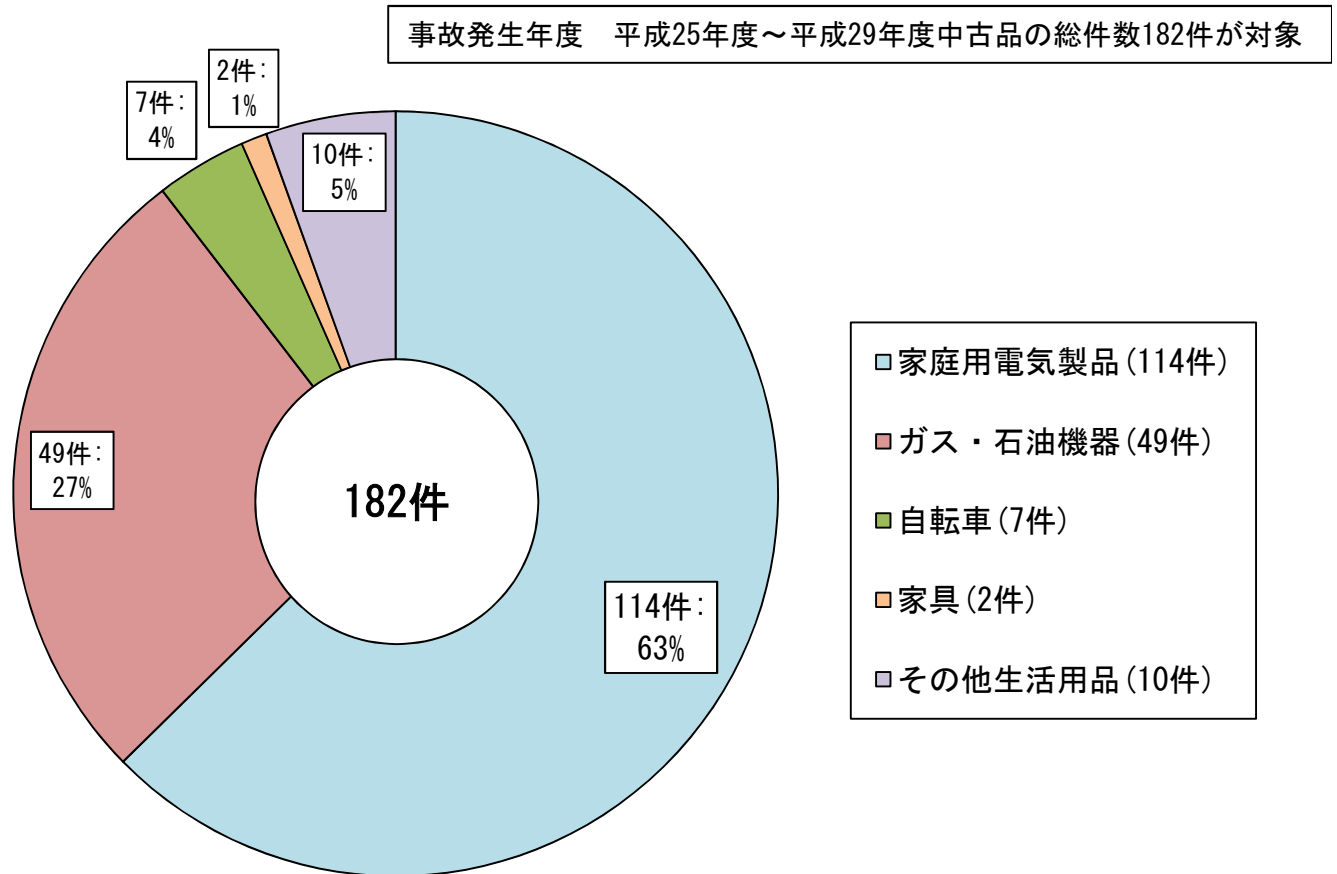


図 2 製品区分別 事故発生件数

(3) 事故原因区分別 事故発生件数

中古品の事故 182 件について、図 3 に「事故原因区分別 事故発生件数」を示します。

事故原因区分（別紙 1 参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分 A、B、C、G3） 45 件（25%）
- 製品に起因しない事故（事故原因区分 D、E、F） 52 件（28%）
- 原因不明のもの（事故原因区分 G3 を除く G） 51 件（28%）
- 調査中のもの（事故原因区分 H） 34 件（19%）

となっています。

製品に起因しない事故が 52 件（28%）発生しています。「使用者が中古品を設置する際に、専門的な知識が必要であったにもかかわらず、適切に設置しなかったことによる事故、有資格者による適切な設置をしなかったことによる事故」や、「使用者が正しい使用方法を把握していなかったことによる事故」などです。

一方、製品に起因する事故についても 45 件（25%）と、製品に起因しない事故と同じ程度で発生しています。製品に起因する事故については、45 件中の 16 件（36%）がリコール製品となっています。

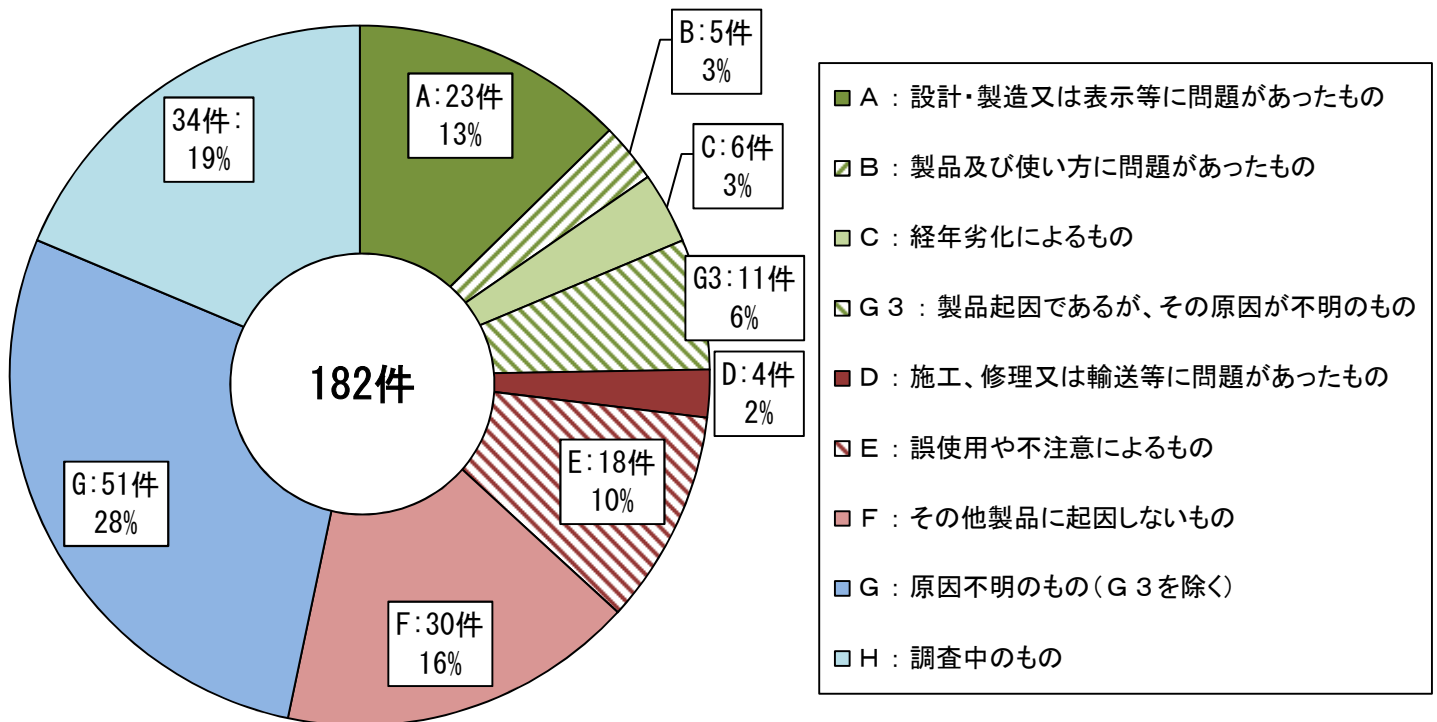


図 3 事故原因区分別 事故発生件数

(4) 事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数

表2に「事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数」を示します。

表2 事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数^{※3}

原因区分		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの					12 [11]	11 [9]		23 (0) [20]
	B: 製品及び使い方に問題があったもの			2 (2) [0]		3 [3]			5 (2) [3]
	C: 経年劣化によるもの				1 (1) [1]	2 [2]	3 [3]		6 (1) [6]
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの		1 (1) [1]		1 (2) [1]	7 [7]	2 [2]		11 (3) [11]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	1 (1) [1]	2 (2) [0]	2 (3) [2]	24 [23]	16 [14]	0 [0]	45 (6) [40]
製品に起因しない事故	D: 施工、修理又は輸送等に問題があったもの				1 (1) [0]	2 [2]	1 [1]		4 (1) [3]
	E: 誤使用や不注意によるもの		1 (1) [0]	1 (1) [0]	2 (2) [1]	8 [7]	5 [2]	1 [0]	18 (4) [10]
	F: その他製品に起因しないもの		2 (2) [0]	2 (2) [0]	4 (5) [4]	16 [16]	6 [6]		30 (9) [26]
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	3 (3) [0]	3 (3) [0]	7 (8) [5]	26 [25]	12 [9]	1 [0]	52 (14) [39]
G: 原因不明のもの(G3を除く)				2 (3) [2]	10 (13) [4]	25 [24]	14 [9]		51 (16) [39]
H: 調査中のもの			2 (3) [1]			24 [24]	5 [3]	3 [1]	34 (3) [29]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	6 (7) [2]	7 (8) [2]	19 (24) [11]	99 [96]	47 [35]	4 [1]	182 (39) [147]	

(※3) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数。人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(5) 入手方法別 事故発生件数

図4に中古品の事故182件における「入手方法別 事故発生件数」を示します。

中古品の入手方法としては「譲渡での入手」が77件(42%)と最も多く、次いで「中古品販売店での購入」が43件(24%)、「インターネットでの購入」が16件(9%)となっており、他には「中古住宅の入居時に既設されていた(賃貸住宅を除く)」が12件(6%)となっています。

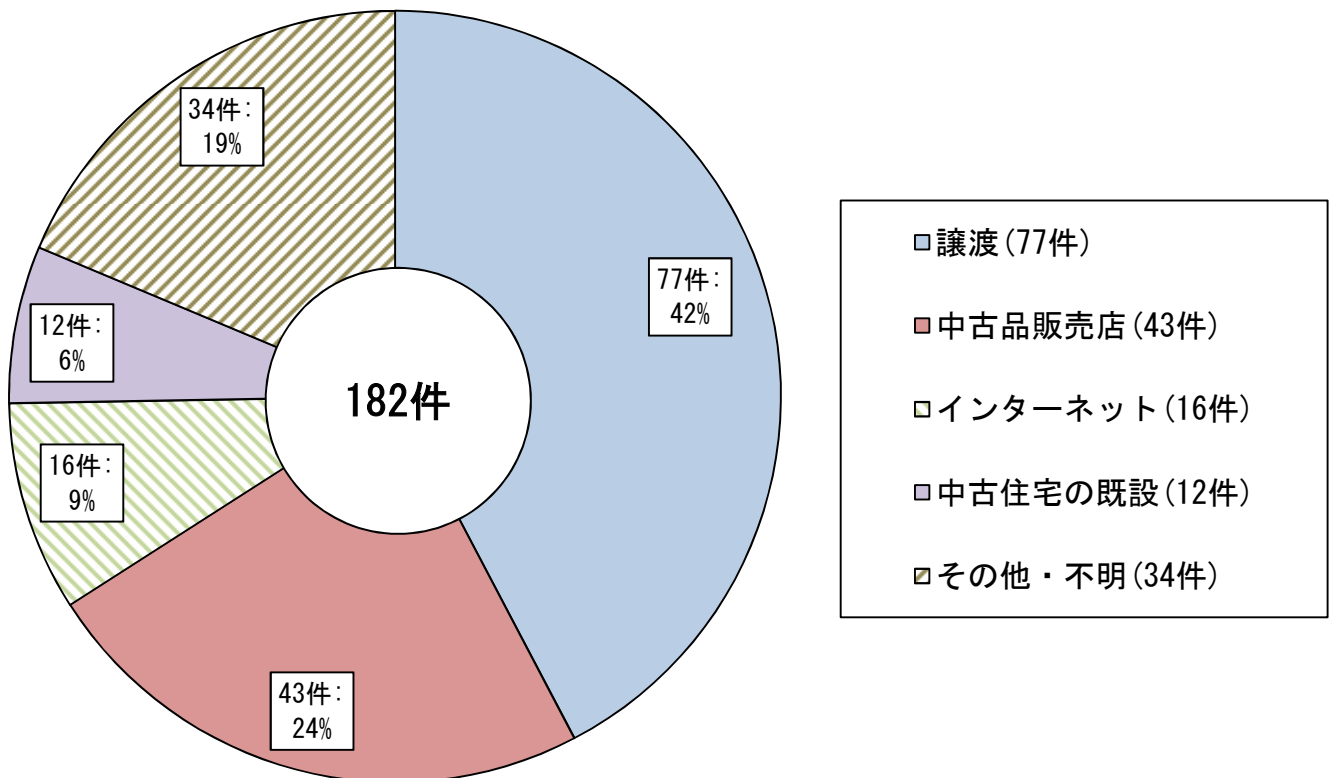


図4 入手方法別 事故発生件数

2. 事故の事例と気を付けるポイント

(1) 中古品のガス器具の誤った設置による事故

2017年7月（神奈川県、年齢性別不明、被害なし）

【事故の内容】

インターネット通販で購入した中古品のガスコンロに点火したところ、グリル排気口付近から火が出た。

【事故の原因】

中古品のガスコンロを、使用者の友人が、本来ならば装備されているはずのガスの閉塞栓が装備されていないことに気付かずに設置したため、点火操作を行った際に、開放されていたガス接続口から漏れたガスにコンロの炎が引火したものと考えられる。

なお、取扱説明書及び設置工事説明書には「ガス接続工事は、ガス供給業者又は有資格者が行う。正しく設置されていることを確認してから器具のガス栓を開き、取扱説明書に基づき、点火及び作動の確認を行う。」旨、記載されていました。

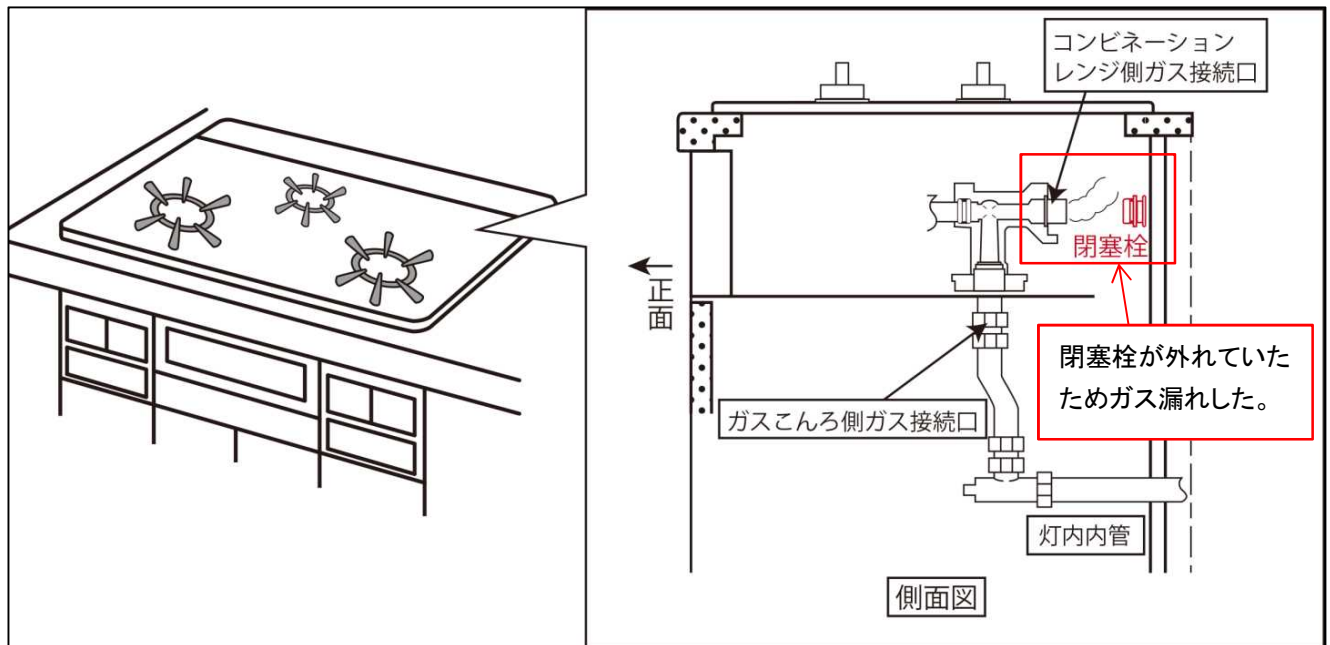


図5 上記「(1) 中古品のガス器具の誤った設置による事故」の設置図

中古のガス器具入手の際に気を付けるポイント

○ガス器具設置は、ガス販売店か専門の工業者に設置を依頼する

ガス器具の設置については法令等によってガス管の接続方法が定められています。誤った接続をしたり、ガスの種類に応じた専門の資格を持たない方が設置した場合には、ガス漏れなど思わぬ事故につながるおそれがあります。ガス器具を設置する際にはガス販売店か専門の工業者に設置を依頼してください。

○使用しているガス種とガス器具のガス種は同じであることを確認する

ガス器具には、LPガス用と都市ガス用があります。ガスの種類が一致しないと不完全燃焼によって一酸化炭素中毒になったり、異常燃焼で大きくなった炎でやけどを負ったり、器具が故障したりするおそれがあります。使用前に必ずガス種を確認し、使用しているガス種に合った器具を使用してください。

○ガス器具は、PSマーク^{※4}が表示されていることを確認する

PSマークが表示されていない家庭用のガスこんろや湯沸し器の売買は、法律で禁止されています。入手の際には表示を確認してください。

器具名：□□□		
型式	都市ガス用	
12A ○○○kW	13A ○○○kW	
製造年月および製造番号		
事業者名		

図6 PSマークの表示例



図7 各種PSマークの表示

(※4) 法令で指定されたガス用品及び液化石油ガス器具等について、安全基準の適合を示す表示

必ずご確認ください！

中古ガス器具を購入される方へ

リサイクルショップ等で中古ガス器具を購入される際には、事故防止のため、以下について十分ご確認くださいませようお願いします。



お使いのガス種に合っていますか。

ガス器具には、LPGガス用と都市ガス用があります。必ずガス種を確認し、お使いのガスに合った器具をお使いください。



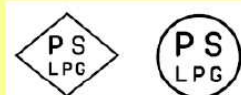
ガス器具は、ガス販売店か専門の工事業者に設置してもらい、必ず供給を受けている販売店の点検を受けてからお使いください。

ガス器具の設置には、法令によってガス管の接続方法が定められています。誤った接続や使用により事故が発生した場合には、お客さまに責任が問われる場合があります。



ガス器具には、PSマークが表示されていますか。

PSマークが表示されていない家庭用のガスコンロや湯沸し器の売買は、法律で禁止されています。



PSマークの表示例



経済産業省 一般社団法人全国LPGガス協会・都道府県LPGガス協会

お問い合わせ先

図8 注意喚起の案内^{※5}

(※5) 一般社団法人全国LPGガス協会「中古ガス器具を購入される方へ」<http://www.japanlpg.or.jp/customer/>

(2) 使用者が正しい使用方法を把握していなかったことによる事故

2014年8月（京都府、30歳代・男性、重傷）

【事故の内容】

譲渡された折り畳み自転車で走行していたところ、自転車の折り畳み機構部分が折り畳まれ、転倒して負傷した。

【事故の原因】

折り畳み自転車の折り畳み部の固定調整ボルトが緩んだ状態で乗車したために、走行時に折り畳みの固定部が開放し、バランスを崩して転倒したものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「折り畳みの固定部が緩んだまま運転しない」旨及び折り畳みの固定調整ボルトが緩んだ際の対応方法が記載されていたが、使用者は事故品を知人から譲り受けた際に、取扱説明書を入手していなかった。



(写真) 折り畳みのボルトが固定された状態



(写真) 折り畳みのボルトが緩んだ状態



(写真) 折り畳みの固定部が開放

中古品の使用の際に気を付けるポイント①

○取扱説明書を入手して使用方法を確認する

中古品を入手する際は、取扱説明書も同時に入手して、使用方法をしっかりと確認してください。使用方法を正しく把握していないと、思わぬ事故につながるおそれがあります。

取扱説明書を入手できなかった場合は、製品を扱っている事業者のホームページなどから取扱説明書や使用方法の情報を集め、正しい使い方を把握しましょう。不明な点があれば、事業者などに確認しましょう。

(3) 使用者が中古品の部品劣化に気付かなかったことによる事故

2014年11月（愛知県、20歳代・女性、軽傷）

【事故の内容】

譲渡されたカセットこんろにカセットボンベを接続して点火後、カセットこんろ及びその周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。

【事故の原因】

事故品のカセットこんろは事故発生時に、製造から20年以上経過しており、カセットこんろのカセットボンベ接続部に取り付けられているリング※6に劣化が生じていたため、点火時にカセットボンベとの接続部分から漏れたガスにバーナーの火が引火し、カセットボンベが加熱されて破裂・火災に至ったものと考えられる。

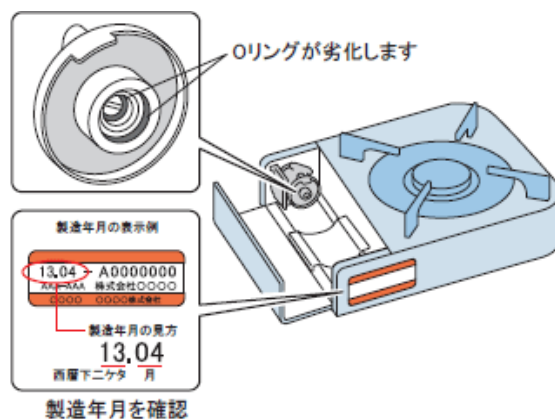


図9 リング部及び製造年月の表示※7

※6 断面が円形である密封用のパッキン

※7 出典：一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 (<http://www.jgka.or.jp>)

中古品の使用の際に気を付けるポイント②

○使用前に製造年数及び状態を確認する

製造時から長期間経過した中古品は、外観に異常が無くても製品に不具合が生じているおそれがあります。製品の製造年及び製品に破損や変形、劣化などの不具合が発生していないことを確認し、製造から長期間経過した中古品及び不具合が認められた中古品は使用しないでください。

特にカセットこんろは時間の経過とともに部品が劣化して、使用時にガス漏れなどが生じるおそれがあります。ガス漏れが生じていないことを確認した上で使用し、外観に異常が無くても製造から10年を目安にカセットこんろの使用を中止してください。

○異常を感じたらすぐに使用を中止する

中古品の使用時には異音や異臭などのわずかな異常も見逃さないでください。少しでも異常を感じたら使用を中止し、事業者などに確認しましょう。

○長期使用製品安全表示制度及び長期使用製品安全点検制度の表示確認

平成21年4月以降に製造または輸入されたエアコン、扇風機、電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）、換気扇、ブラウン管テレビの5品目の製品においては、「長期使用製品安全表示制度」（詳細は別紙3）が設けられており、「製造年」、「設計上の標準使用期間」が表示されています。また、所有者による点検が困難で、経年劣化によって重大な事故が発生するおそれの高い9品目の製品は「長期使用製品安全点検制度」（詳細は別紙4）によって「特定保守製品」として指定されており、こちらも同様に「製造年」、「設計標準使用期間」が表示されています。対象製品の中古品を入手する際は、設計標準使用期間を超過していないかを確認しましょう。

(4) 中古品が改造されていたことによる事故

2014年3月（愛知県、年齢不明、男性、製品破損）

【事故の内容】

譲渡された電気ファンヒーターを使用中に発煙、発火した。

【事故の原因】

事故品の電気ファンヒーターの電源コードは改造されており、改造の際に内部配線に強い引っ張り力を加えたため、電源コードの芯線が断線し、異常発熱して発煙・発火したものと考えられる。

なお、使用者は改造の経緯を把握していなかった。

中古品の使用の際に気を付けるポイント③

○改造された製品は使用しない

中古品に改造された箇所が確認できた場合には、使用を中止してください。改造された箇所や改造の際にできた損傷などが動作の異常を起こし、事故につながる可能性があります。また、製品内部などの外見では確認しづらい箇所が改造されたことによる事故も発生しております。中古品を使用していて、異常が認められた場合には、すぐに使用を中止してください。



(写真) コードの改造

○中古品の設置に電気工事を伴う際には有資格者が作業を行う

エアコンなどの設置に電気工事を伴う際には、必ず電気工事の資格を持った方が作業を行ってください。設置の際に電源コードのねじり接続^{※9}などを行うと、接続不良によって、発煙・発火するおそれがあります。



(写真) ねじり接続

(※9) 接続器具などを使用せずに電源コードの芯線をねじり合わせることで別のコードと芯線同士をつなぐ方法。

(5) リコール製品による事故

① 2016年7月（福岡県、40歳代・男性、製品破損）

【事故の内容】

譲渡された電子レンジを使用中に火が出た。

【事故の原因】

事故品の電子レンジはリコール製品であり、ドアスイッチの接触不良によって、出火に至ったと考えられる。

なお、使用者は知人からの譲渡時に事故品がリコール製品であることを伝えられていた。

② 2013年12月（奈良県、60歳代・女性、製品破損）

【事故の内容】

譲渡された電気洗濯機を使用中、異臭がしたため確認すると、電気洗濯機の内部部品が焼損していた。

【事故の原因】

事故品の電気洗濯機はリコール製品であり、モーター用コンデンサーの製造不良によって、出火に至ったと考えられる。

なお、使用者とリコール製品を譲渡した使用者の双方ともに事故品がリコール製品であることに気付いていなかった。

リコール製品による事故を防ぐために

中古品の事故 182 件のうち、29 件がリコール製品による事故であり、特に譲渡品によるリコール製品の事故は譲渡品の事故 76 件中 16 件ありました。中古品を入手した場合は、その製品がリコール対象かどうかを確認し、事故を未然に防ぎましょう。

○最新のリコール情報を入手する

事業者のホームページや消費者庁、経済産業省及びNITEなどはホームページでリコール情報を掲載しています。お持ちの製品がリコール製品かどうかを確認することが可能です。

製品が発売されてから数年後にリコールを実施したという事例や、型式などに限定せず、長期間使用していることを注意喚起している製品などもあります。

NITE ホームページにおいて、平成元年度（1989年度）以降に製造事業者、販売事業者などの事業者が行ったリコール情報を収集したデータベースを公開しており、リコール情報の検索を行うことができます。

また、NITE が配信している Twitter (@NITE_JP) やメールマガジン (PS マガジン) には最新のリコール情報なども掲載しております。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合は、「NITE リコール」などの単語で検索してください。



○リコール製品は使用を中止する

使用者が知人から譲渡された中古品を、リコール製品と知りつつ使用を続けていたところ、事故が発生した事例もあります。お持ちの製品がリコール製品だと判明した時点で、不具合が生じていなくても、すぐに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。使わないからといって、他人へ譲渡しないでください。

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 新井 勝己
担当 リスク評価広報課 柿原、佐藤、前野

- 記者説明会当日
電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870
- 記者説明会翌日以降
電話：06-6612-2066 FAX：06-6612-1617

事故原因区分について

本文中では、事故原因区分を以下の表のように分類しています。

表 事故原因区分一覧

	区分記号	本文表記	事故原因区分
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示などに問題があったもの	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品及び使い方に問題があったもの	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	経年劣化によるもの	製造後、長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品に起因するが、その原因が不明なもの
製品に起因しない事故	D	施工、修理、又は輸送などに問題があったもの	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱いなどに問題があったと考えられるもの
	E	誤使用や不注意によるもの	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないもの	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3は除く）	焼損が著しいなどによって、原因が特定できず不明なもの 事故品が入手できないなど調査が行えないもの
	H	調査中のもの	調査中のもの

死亡・重傷事故の詳細

以下に参考情報として、中古品の事故における死亡・重傷事故の概要を示します。
 ()内は事故原因区分です。(別紙1「事故原因区分について」参照)

■ (死亡・重傷)

no	発生年月	品名	発生場所	被害者	入手方法	事故内容(原因区分)
1	2013/12	石油ストーブ (開放式)	福岡県	40 歳代・男性 重傷	譲渡	石油ストーブを使用中、建物を全焼する火災が発生し、1 名が重傷を負った。石油ストーブの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。(G)
2	2014/08	折り畳み自転車	京都府	30 歳代・男性 重傷	譲渡	折り畳み自転車で走行中に自転車のハンドルステムが折り畳まれ、転倒して1 名が重傷を負った。折り畳み自転車の折り畳みの固定調整ボルトが緩んだ状態で乗車したために、運転時に折り畳みの固定部が開放し、転倒したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「折り畳みの固定部が緩んだまま運転しない」旨及び折り畳みの固定調整ボルトが緩んだ際の対応方法が記載されていたが、使用者が事故品を知人から譲り受けた際に、保証書、取扱説明書等は入手していなかった。(E)

3	2014/12	電気ストーブ	静岡県	90 歳代・女性 死亡	中古品販売店	電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。電気ストーブから出火したものと考えられるが、電気ストーブの焼損が著しく、確認できない部品もあることから、事故原因の特定には至らなかった。(G3)
4	2015/01	折り畳み自転車	愛知県	40 歳代・男性 重傷	譲渡	折り畳み自転車で走行中にフレームが破断し、転倒、負傷した。折り畳み自転車は、フレームメインパイプとヒンジ部の溶接部に溶接不良があったことに加え、ヒンジ固定レバーに緩みがあったため、走行中のストレスによってメインパイプとヒンジ部との溶接部に亀裂が生じて破断し、転倒に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「安全のためにレバー部が確実に固定されているか確認する」旨、記載されていた。(B)
5	2015/02	自転車	千葉県	20 歳代・男性 重傷	譲渡	自転車で走行中、前輪が外れ、転倒し、顔面を負傷した。自転車の前輪のクイックリリースの調整ナットが外れ、前輪が外れたために事故に至った可能性が考えられるが事故以前の詳細な使用状況等が不明であり、クイックリリース等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と考えられる。(F)
6	2015/02	ベビーカー	神奈川県	幼児 (1 歳)・男性	譲渡	ベビーカーを開く際に、幼児 (1 歳) が指を挟み重傷を負った。幼児がベビーカーの開閉時に指を挟んで事故に至ったものと推定され、事故品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と考えられる。(F)

7	2015/02	石油ふろがま	北海道	年齢不明・女性 重傷	譲渡	石油ふろがまを使用中、石油ふろがま及びその周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。石油ふろがまが空だき状態で運転された際に、空だき防止装置が作動しなかったために出火したものと推定されるが、石油ふろがまの焼損が著しいことから、空だき防止装置が正常に取り付けられていたかを含め、空だき防止装置が作動しなかった原因の特定には至らなかった。(G)
8	2015/07	介護ベッド	静岡県	60歳代・男性 死亡	不明	使用者が昇降機能のある介護ベッドのベッドフレームの隙間に挟まった状態で発見され、死亡が確認された。介護ベッドの使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、製品の動作に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と考えられる。(F)
9	2015/09	ベビーカー	広島県	幼児(1歳)・男性	中古品販売店	ベビーカーを開く際に、幼児(1歳)が指を挟み重傷を負った。ベビーカーは、展開時に折り畳み部に隙間が生じる構造であり、折り畳み部に警告表示等がなかったことから、幼児が右手をかけている事に気付かず、使用者がベビーカーを展開操作したため、折り畳み部のハンドルパイプと樹脂製ハンドル受け部間で指を挟んだものと考えられる。(B)
10	2016/2	除雪機	岩手県	70歳代・男性 死亡	不明	使用者が除雪機で後進中に、除雪機と柵に挟まれ死亡した。使用者が後進中に走行クラッチレバーの上に覆いかぶさる状態で背面の柵との間に挟まれて、圧迫されたと考えられる。なお、取扱説明書には後進時の注意事項として、「後進時には足下と後方を確認のうえ、十分注意し、走行スピードを落とし、運転する。」旨、記載されていた。(E)

11	2016/06	介護ベッド用 手すり	北海道	90歳代・女性 死亡	中古品販 売店	施設で使用者が介護ベッド用 手すりと介護ベッドのフット ボード（足側のついたて）の 間にけい部が挟まった状態で 発見され、死亡が確認された。 詳細な状況が不明なことから、 事故原因の特定には至ら なかったが、製品に異常が認め られないことから、製品に 起因しない事故と考えられる。 (F)
12	2017/05	石油ストーブ （開放式）	佐賀県	2名死亡	中古品販 売店	石油ストーブ及び建物を全焼 する火災が発生し、2名が死亡 した。現在、原因を調査中。(H)
13	2017/12	除雪機（歩行 型）	新潟県	1名死亡	中古品販 売店	使用者が除雪機を使用中、除雪 機の回転部に巻き込まれた状 態で発見され、死亡が確認され た。事故発生時の状況を含め、 現在、原因を調査中。(H)

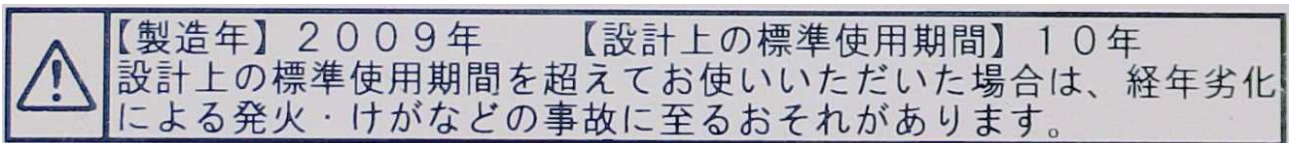
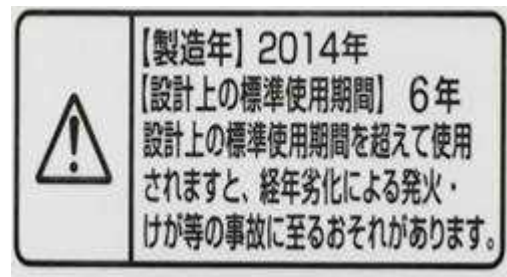
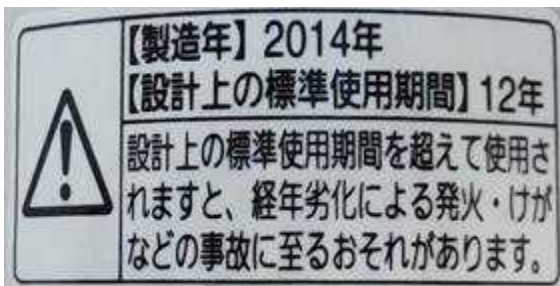
(参考) 長期使用製品安全表示制度

エアコン、扇風機、電気洗濯機（乾燥装置を有するものを除く）、換気扇、ブラウン管テレビの5品目において、製品の長期間使用に伴う経年劣化による事故を防ぐため、「長期使用製品安全表示制度」が設けられています。

平成 21 年 4 月以降に製造または輸入された 5 品目においては、「製造年」、「設計上の標準使用期間」「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨」の表示が義務付けられています。



(写真) 表示場所例



(写真) 長期使用製品安全表示制度 表示イメージ

(参考) 長期使用製品安全点検制度

石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機、屋内式ガスふろがま（都市ガス、LP ガス）、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス、LP ガス）、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の 9 品目の製品は所有者による点検が困難で、経年劣化によって重大な事故が発生するおそれの高い「特定保守製品」として、指定されています。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者に登録すること及び点検を受けることが求められています。



特定保守製品 型式： 特定製造事業者等名：	製造番号：15.12-005944 製造年月：2015年12月 点検期間：2024年12月～2026年11月 問合せ連絡先：	点検お知らせ 全てのランプが点灯したら点検時期です。下記に連絡願います。
設計標準使用期間：10年		

(写真) 長期使用製品安全点検制度 表示イメージ